



# 日刊労働千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)  
電話(鉄電) 千葉 2935・2936番  
(公) 043(222)7207番

96.5.9 No. 4391

# 日本に日本を知らずに日本の労働法を守らねばなりません

## 問題整理出さぬうちに作業再開を表明 — 嘉祥有機溶剤問題団交その3—

### の何でもメーカーに責任に!

[日刊4389より続く]

組 運輸部としては、有機溶剤の危険性について法的なことは調査したのか。

組 有機溶剤規則は読んだ。作業の主幹として、法的にも危険業務だという認識はなかったのか。

当 具体的な点については、メーカーの指導を受けて、防護マスク等が必要だということでおいた。

組 労務対策ばかり優先させ、本来の業務や安全に対するチエック機能がまったく働くくなっている。危険業務をやらしておいて、支社としてこれがますかつたという点や責任の所在を明らかにするべきだ。

当 メーカーに頼つていて、支社としての認識が甘かつた。支社としても現場へのフォローが足りなかつたことは、申し訳ないと思う。

組 現場に問い合わせて有機溶剤を使用したことは、三月二六日の団交以降判明していた。しかし、メーカーから安全衛生上の指導を受け、保護具等を使用して作業にあたつていると認識していた。

組 いい加減な言い訳はやめてそんなことをやつたら即ボーナスカットや処分が来る。当局がそんない加減なことをやつていいのか!

当 現場で報告を受け、メーカーに問い合わせたところ、安全衛生上、有機溶剤の含有物

組 支社は、三月二六日の団交の際に組合より指摘を受けてから、塗料の材質を調査し、有機溶剤だということを判明したと言つた。しかし、有機溶剤が危険業務だという認識をいつしたのか。そこから解

明しなければ議論が始まらない。

当 支社としては、今回の業務について、メーカーにいろいろな部分をまかせておいた。

組 なんでもメーカー、メーカーにとって責任を回避している。支社としての責任はないのか。支社としての責任はどこにあつたのかはつきりさせるべきだ。

当 メーカーに頼つていて、支社としての認識が甘かつた。支社としても現場へのフォローが足りなかつたことは、申し訳ないと思う。

組 労基所には、いついたのか? 労基所は、臨時作業についてどのような見解なのか。

当 (運輸部) 労基所には、本日いつた。労基所は、有機溶剤業務は、半年に一回、有機溶剤健康診断が義務付けられており、労基所は、有機溶剤業務については、半年であれば

当 (勤労課) 労基所によつては、半年といふ見解もあれば、もっと短い数か月といふこともある。(と言ひなおす。)

組 組合から指摘があつてから一ヶ月以上たつて労基所にい

くなどという対応自身に問題があると思わないのか? 現場には、必ず安全衛生管理者がいるはずである。安全衛生管

理者が有機溶剤業務について知識がなければおかしい。以前、自動車車検を行つた時は、

組 では、「有機溶剤の人体への影響・成分・異常時の対応の仕方」を有機溶剤業務を行つてゐる作業者の見やすいところへと掲示しなければならない」と規則上定められているが、認識はあつたのか?

当 揭示の認識はなかつた。冗談ではない。有機溶剤中毒予防規則に定められている。

組 団交に臨む際に、本当に法律を調査してきたのか。

当 では、「有機溶剤の貯蔵場所は、他の労働者から一切触れなければならない。」ということについては、どう思つて

いるのか。

組 当どに責任の問題があるとかはありますけれど、メーカーに任せてありました。

組 支社は、三月二六日の団交の際に組合より指摘を受けてから、塗料の材質を調査し、有機溶剤だということを判明したと言つた。しかし、有機溶剤が危険業務だという認識をいつしたのか。そこから解

把握していないというのは、安全を無視する現在のJRの姿勢である。

### その3—

組 当 有機溶剤規則では、作業主任者が必要となる。そもそも作業主任者が必要だつたという認識はあつたのか。

組 当 してもらえると認識していた。メー

カーの人がJ.R.の社員の管理・監督ができる立場にある

訳がないだろう!

### 作業主任者は「メーカー」?

組 労基所には、いついたのか? 労基所は、臨時作業についてどのような見解なのか。

当 (運輸部) 労基所には、本日いつた。労基所は、有機溶剤業務は、半年に一回、有機溶剤健康診断が義務付けられており、労基所は、有機溶剤業務については、半年であれば

当 (勤労課) 労基所によつては、半年といふ見解もあれば、もっと短い数か月といふこともある。(と言ひなおす。)

組 組合から指摘があつてから一ヶ月以上たつて労基所にい

くなどという対応自身に問題があると思わないのか? 現場には、必ず安全衛生管理者が

いるはずである。安全衛生管

理者が有機溶剤業務について知識がなければおかしい。以前、自動車車検を行つた時は、

組 では、「有機溶剤の人体への影響・成分・異常時の対応の仕方」を有機溶剤業務を行つてゐる作業者の見やすいところへと掲示しなければならない」と規則上定められているが、認識はあつたのか?

当 揭示の認識はなかつた。冗談ではない。有機溶剤中毒予防規則に定められている。

組 団交に臨む際に、本当に法律を調査してきたのか。

当 では、「有機溶剤の貯蔵場所は、他の労働者から一切触れなければならない。」ということについては、どう思つて

いるのか。

組 現場では、シンナー臭いと

（ウラヘンクミ）

いう声が出ているが、工場二  
ツクスの他に、シンナーを使  
つて塗装料はないのか。

当 レジフロアは、シンナー  
を混ぜて使用している。だが、  
シンナーの量は、五%未満を  
混ぜているので有機溶剤業務  
ではない。

組 ではシンナーを混ぜる業務  
は、有機溶剤業務ではないの  
か。

当 ……。

舌の根も乾かぬ

## うちに、「作業

### 再開」を説明

組 現場では、助役が五月の連休に塗装業務を行うといつて、塗装作業班にピットの洗浄作業をやらしていた。組合と問題の整理も出来ないうちに再開しようというの、どうい

うつもりなのか。

当 労基所で排気設備等を指摘されたので、整備され次第、作業を再開する。だが、連休中に塗装をやるつもりはない。なお、連休明け近日中には、作業班の健康診断を行なう予定である。

組 作業班と平行して交換作業をしている交換班については、同じ有機溶剤の蒸気を吸つている。交換班は、健康診断を行わないのか。

当 交換とは作業がラップしないと認識していた。

組 冗談ではない。行方助役が転勤して来てから、作業の遅れにクレームを付けて、とに機動班や転削班、果ては助役

まで動員し、作業を早く終わらせると息巻いている。

現場で行われていることを支社は把握していないのか。

当 健康診断については、規則では、六ヶ月に一回実施となつてるので、作業に従事している人は、健康管理のために行う。

組 実際、交換班でも「頭が痛い。」「腕がしびれる」とかの症状を訴えている者もいる。

当 作業班のなかで、肩が痛い。腰が痛いといふのは把握している。

組 塗装業務を再開するのは、不當である。作業班の中には、具合が悪いのでメンバーを入れ替えて欲しいという声も上がっている。

当 メンバー交替は、待つてください。

組 支社は作業班の中で、体の不調を訴えている者が何人いるのか把握しているのか。

当 腰が痛い。肩が痛いと言つてている人がいるのは、把握しているが、何人かはつかんでいない。

組 交換班でも具合が悪いと訴えている者は何人いるのか。

当 交換班もですか。

組 交換班についても、同じ場所で作業を強いられている。

当 有機溶剤の危険にさらしておいて、何故健康診断を行わないのか。これじや交換作業に就けない。

組 中止となつた。支社は、有機溶剤を使用しているなら問題があると思うので中断すると

あると思うので中断すると

いつて、謝罪し、調査すると

言つてきた。組合からは、①

団交を早急に開催すること。

②現場には、何故、塗装業務が中断したのか。有機溶剤を

使用した危険業務に就かせたことについて、点呼等を通じて明らかにせよ。ということを要求した。

しかし、現場では、点呼の場で経過すら一言も触れず、点呼が終了した段階で、「何

故塗装業務が中止されたので

すか。」と区当局に聞くと、行方助役は、「誰から聞いたんだ。」「どこの組合から聞いたんだ。」と顔色をかえて迫ってきた。組合員が、昨日、

「支社も、組合に『申し訳なかつた』と言いにきたそうじゃないですか」と聞くと、「そんなことを言うはずがない。まだ危険だと決まつた訳じゃない」と食つてかかつってきた。

当 一部不適切な発言があつたと聞いたんで、その辺は指導する。

当 有機溶剤規則は読んだが、

冗談ではない。労安法第一

条は、この法律は最低限のも

のであり、事業者は、労働者の安全衛生をまもるために、さらに努力することを求めて

いる。そんなことも知らずに団交に臨んでいいのか？再度この問題については、申を出し、団交を要求する。

当 申し入れが出る以上、団交を開催する。

以上のとおり、千葉支社は、現場の労働者を危険業務にさらしておきながら、千葉支社の責任すらあいまいなまま、しかも、労働安全衛生法も知らないといふ状況で団交に臨むというきわめで不誠実な態度である。

しかも、問題点もなんら整理されたまま、作業再開を明らかにしている状況であり、断じて容認出来ない。

三号にわたり、団交報告をしたが、労務対策を全てに優先し、労働者の安全に関するチェック機能さえ失っているのが千葉支社、および現場の管理者の現状だ。われわれは、こうした不当な対応を断じて許すことなく、あらゆる手段を活用し、労働者の安全・生命を守るために闘わなければならぬ。